

中小企業経営労務研究所所長 社会保険労務士 岡本孝則

厚生労働省管轄の助成金だけでも多くの種類があります。そのほかにも、雇用・能力開発機構や高齢・障害者雇用支援機構、介護労働安定センター、21世紀職業財団、地域独自のものなどを合わせると非常に多数の助成金や奨励金、補助金などが存在します。

さらには、前回ご紹介したように助成金でなくても、ある意味雇用の安定を助けてくれるような雇用保険の一般被保険者への給付金もあります。自社（自分）が、今どうしたいと思っているのか、将来どうしたいと考えているのかによっても選ぶ助成金は異なってきます。

多くの種類がある中から、どのような目的を持って助成金を考えているかということです。別表に目的別に分けたものを載せましたのでご参考になさってください。表のほかに、目的として考えられる大きなものとして【雇用手続の改善を図ろうとする場合】とい

■雇用関係の主な助成金（目的別）

【創業や異業種進出を考えている場合】

・受給資格者創業支援助成金（創業前に届け必要！）・高齢者等共同就業機会創出助成金（創業）・中小企業基盤人材確保助成金（創業・異業種進出）

【雇用の維持を図ろうとする場合】

・雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金・定年引上げ等奨励金

【新たな雇用（試用雇用を含む）を図ろうとする場合】

・特定求職者雇用開発助成金・試用雇用奨励金・若年者等正規雇用化特別奨励金・派遣労働者雇用安定化特別奨励金・新卒者体験雇用奨励金・実習型雇用に係る助成金

【教育訓練などを行い労働者の能力開発を図ろうとする場合】

・キャリア形成促進助成金・職場適応訓練費

うのがあります。まず中小企業事業主などが労働力の確保や雇用機会の創出のために管理改善を行った場合に支給されるものとして「中小企業人材確保推進助成金」と「中小企業基盤人材確保助成金」(生産性向上)があります。

また有期契約労働者などへの雇用手続の改善に係るものとしては「中小企業雇用安定化奨励金」と「短時間労働者（パートタイマー）均衡待遇推進等

助成金」、そして育児や介護を行う労働者に係るものとしては「中小企業子育て支援助成金」や「両立支援レベルアップ助成金」などがあります。

介護関係の仕事をする労働者に係るものとして「介護基盤人材確保等助成金」「介護未経験者確保等助成金」「介護労働者設備等整備モデル奨励

◇中小企業経営労務研究所

URL: <http://www.chukeirou.com/>

人事・労務のコンサルティングを通し中小企業を総合支援する。著書に「今すぐ捨てたい労務管理の大誤解48」(幻冬舎刊)がある。



金」というものもあります。このほかにも建設労働者や障害者に係るものもあります。以上のもの、そして表中のものも含め、そのほとんどは全額、事業主負担であるところの雇用保険二事業で行われているものです。

自社の困難な経営を打開するために、また将来に向けしっかりとした企業力をつけていくために、自社に合った助成金を選び、経営資本のひとつとして生かして使っていきましょう。

記事に関するご質問・ご相談は「土業ねっと」 <http://www.sigyo.net> まで